

みやき町信用保証料補給費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町長は、みやき町ふるさと寄附金返礼品取扱事業者等が、みやき町のふるさと寄附金制度からの指定除外に伴う売上金額の減少による事業資金不足等を補うことを目的に、本要綱別表の対象資金の貸し付けを受ける当該事業者等の早期の事業安定及び事業継続を支援するため、信用保証料の低減を行う佐賀県信用保証協会（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、みやき町補助金等交付規則（平成17年みやき町規則第31号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象資金及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象資金及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書及び規則第12条に規定する実績報告書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書及び実績報告書の提出期限は、1月末日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第2項の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱に従うこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保管すること。

(補助金の交付)

第5条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第2号のとおりとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表

対象資金	補助率
佐賀県中小企業事業資金貸付金制度のうち経営安定化貸付（経営改善資金）であって、みやき町事業安定・継続資金利子補給金交付要綱第 2 条に定める対象者が貸し付けを受けるもの	対象資金に係る保証料の全額 ※ 1 借入期間の変更等、条件変更による対象資金保証料は含まない。 ※ 2 事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料上乗せは含まない。